

遺言公正証書作成に必要な資料

小岩公証役場

1 遺言者、相続人、受遺者（相続人以外で財産をあげる相手）に関する資料

① 遺言者の印鑑登録証明書（発行後3ヶ月以内のもの）1通

② 遺言者の現在の戸籍謄本及び財産をあげる相手（相続人）の戸籍謄本

遺言者の現在の戸籍に、財産をあげる相手も載っていれば、その1通で足りませんが、載っていなければ、その相手の戸籍謄本を別にとる必要があります。遺言者の昔の戸籍をとれば、財産をあげる相手が載っている場合もありますが、それでも結構です。

あげる相手が兄弟姉妹や甥姪の場合は、戸籍のとり方が難しい場合があります。公証役場にお尋ね下さい。

③ 財産をあげる相手が相続人以外の場合は、その相手の住民票又は住所・氏名・生年月日を記載したメモ

③は、財産をあげる相手が相続人以外の人（受遺者）の場合のみに必要です。

2 遺言の対象財産に関する資料

ア 土地・建物について

① 登記簿謄本（全部事項証明書）

建物の敷地だけでなく、周囲の私道も遺言者名義になっている場合があります。その場合はその私道の登記簿謄本も必要です。

② 固定資産税の通知書（何枚かあるうち、所有土地建物の価額が全部記載されている一覧表の部分）又は固定資産評価証明書

ご自宅に固定資産税の通知書（毎年6月に発行）がなければ、都税事務所で固定資産評価証明書をとって下さい。この資料は、土地建物の価額を知るためのものです。

③ 土地賃貸借契約書（所有建物の敷地等を他の人から借りている場合）

イ 預貯金について

金融機関名、支店名、おおよその現在額を記載したメモ（別紙「預貯金等メモ」を参考にして下さい。）

遺言公正証書に口座番号まで記載する場合には、口座番号のメモか通帳の表題部の写しを提出していただくことになります。この点は、相談の際に個別にお話しします。

ウ 有価証券・出資金等について

会社名や出資先と金額を記載したメモ（別紙「預貯金等メモ」を参考にして下さい。）

遺言公正証書に正確に記載する場合には、関係書類を提出していただくことになります。この点は、相談の際にお話しします。

3 立会証人に関する資料（ご自分で証人を用意される場合）

証人の住所、氏名、生年月日、職業を記載したメモ（別紙「証人メモ」を参考にして下さい。）なお、証人の方には、立会いの当日、身分証明書をご持参いただく場合があります。

未成年者、推定相続人、受遺者及びこれらの配偶者及び子・孫は証人になることができません。推定相続人とは、法律上相続人として予定されている人です。

配偶者は常に相続人です。子供、親、兄弟は、この順位で相続人になります。したがって、遺言者に相続人となる子供がいれば、親や兄弟は相続人ではないので、親や兄弟も証人になることができます。

適当な証人がいない場合には当役場で手配することもできます。その場合、別途費用（原則1人当たり6000円、出張の場合は9000円）がかかります。

4 遺言執行者（遺言を実行する人）に関する資料

執行者として予定する人の住所、氏名、生年月日、職業、遺言者との関係を記載したメモ。なお、住民票又は身分証明書の写しを提出いただく場合があります。

以上です

預貯金等メモ

1 預貯金

(1) 郵便局（有 無）

銀行・信用金庫・信用組合のいずれかに○をつけてください。

(2) 銀行
 信用金庫 支店
 信用組合

(3) 銀行
 信用金庫 支店
 信用組合

(4) 銀行
 信用金庫 支店
 信用組合

(5) 銀行
 信用金庫 支店
 信用組合

(6) 銀行
 信用金庫 支店
 信用組合

2 有価証券・出資金等

合計 ¥ _____

証人メモ

公証人()

遺言者氏名()

証 人	住所	
	職業	
	氏名	
	生年月日	S・H 年 月 日
証 人	住所	
	職業	
	氏名	
	生年月日	S・H 年 月 日

(ご注意)

- (1) 証人は、成人に限ります。また、次の人は、証人にはなれません。
 - ① 相続人、財産をもらう人(受遺者)
 - ② ①の人の配偶者(夫又は妻)や直系血族(子、親、孫等)
- (2) 証人は、遺言当日、遺言の席に立ち会い、遺言書に署名・捺印をしていただきますので、「認め印」をご持参ください。

小岩公証役場Fax 03(3671)0486